

災害等情報（詳報）

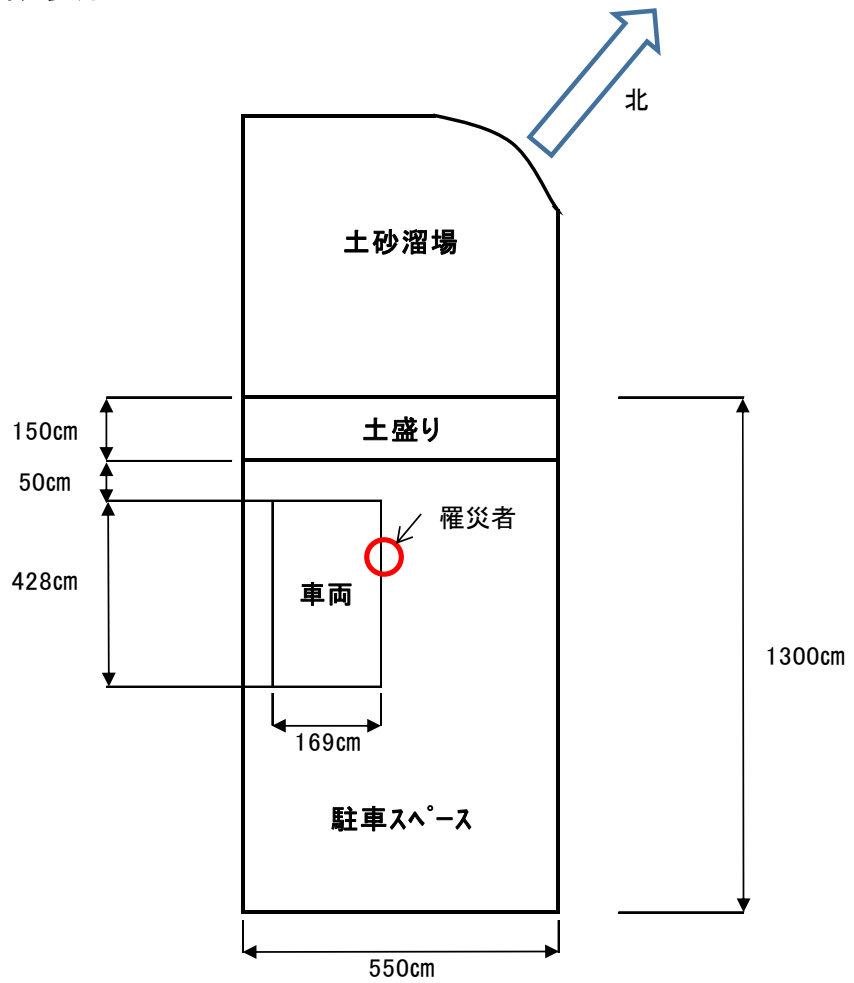
鉱種：石灰石	鉱山の所在地：岐阜県					
災害等の種類：坑外・運搬装置 (自動車)	発生日時： 平成29年9月15日（金） 7時45分頃	罹災者数	死	重	軽	計
				1		1
罹災者（年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、担当職経験年数）： 37歳、作業員、直轄、勤続年数：8ヶ月、担当職経験年数：8ヶ月						
罹災程度：右腸骨翼開放骨折（休業見込み：4ヶ月）						
<p><b>【概要】</b></p> <p>○9月14日（木）17時00分頃（災害前日） 罹災者は災害前日まで乗っていた構内車が、登坂能力が弱いため、保安全管理者から新たな構内車（ワンボックスバンタイプ、マニュアル車、4WD）に交換するよう指示を受けた。保安全管理者は罹災者に翌日から新たな構内車を使用させるため、他の鉱山労働者にこの構内車を鉱山事務所横駐車スペースに駐車させた。（「災害発生箇所概要図」参照） この際、鉱山労働者は、シフトレバーを1速に入れパーキングブレーキを掛け駐車したが、平坦な場所であったので強くパーキングブレーキを掛けなかった。</p> <p>○9月15日（金）7時50分頃（災害当日） 罹災者は、駐車スペースに駐車された新たな構内車を運転し採掘現場に向かおうとした。罹災者は、構内車のフロントガラスの汚れが気になり、エンジンをかけてから汚れを拭き落とすため運転席に座らず車外から左足でクラッチを踏みキーを回してエンジンをかけた。（「再現写真」参照 構内車はクラッチを踏まないでエンジがかからない構造） 罹災者がクラッチから足を離すと構内車は急に前進し、前方の土盛りに乗り上げ停止したが、罹災者は構内車に押され駐車スペースの下3mの地面に落下し、右腰を負傷した。 罹災者は、救急車で病院に搬送され入院したが、10月5日に退院し、その後自宅で療養している。</p>						
<p><b>【原因】</b></p> <p>1. 罹災者が誤った方法で自動車のエンジンをかけた。 1) 運転席に座らず車外から左足でクラッチを踏みキーを回してエンジンをかけた。 2) シフトレバーの状態を確認せずにエンジンをかけた。 2. 自動車の運転手順書には駐車及び始動方法について詳細な定めがなかった。 3. 駐車スペースは3mの高さがあり、墜落防止の土盛りの高さが不足していた。</p>						
<p><b>【対策】</b></p> <p>1. 自動車の運転手順書を改正して駐車及び始動方法を定め鉱山労働者に教育した。 2. 駐車スペース奥の高低差を小さくし、墜落防止の土盛りを60cmから100cmに高くした。</p>						
<p><b>【参考情報等】</b></p> <p>○機械等の操作は使用方法等を遵守し、不安全行為は絶対にしないようにしましょう。 ○鉱業上使用する機械等の安全かつ適正な使用方法又は作業方法若しくは作業手順を定め、これを鉱山労働者に周知しましょう。 ○鉱山保安法令における参考規定は以下のとおりです。 &lt;鉱山保安法令&gt; ・鉱山保安法第5条第3号（鉱業権者の義務） ・鉱山保安法施行規則第12条（機械、器具及び工作物の使用） ・鉱山保安法第9条（鉱山労働者の義務） ・鉱山保安法施行規則第27条（鉱山労働者が守るべき事項）</p>						

**【お問い合わせ先】**

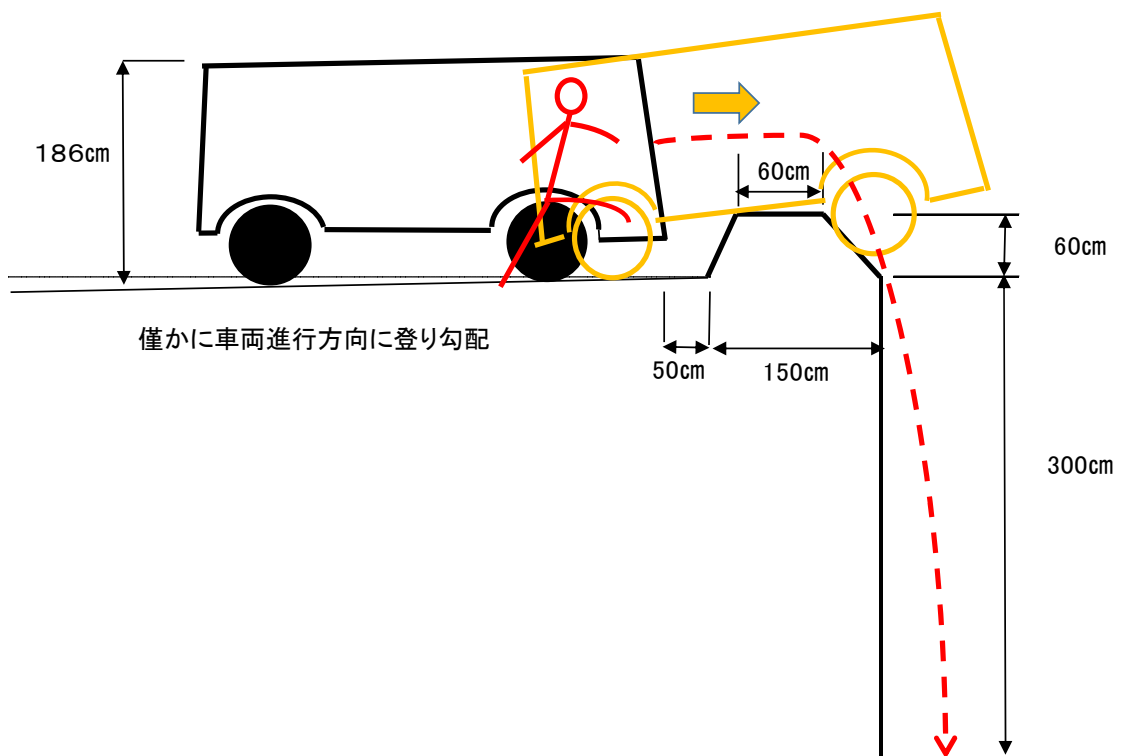
中部近畿産業保安監督部 鉾山保安課 松岡 竹村  
電話番号：052-951-2561

# 災害発生箇所概要図

## 平面図



## 断面図



再現写真(罹災者がエンジンを掛ける様子)



車内の状況



土留めで停止した構内車

鉾山事務所

